

令和4年 4月 1日

保 護 者 様

船橋市教育委員会  
船橋市立前原中学校長

### 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について（ご案内）

船橋市立小・中学校及び特別支援学校では、日本スポーツ振興センターと契約し、学校管理下で起きた児童生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）について、災害共済給付（医療費、障害見舞金、死亡見舞金、歯牙欠損見舞金）を受けられるようにしています。

#### 《加入手続きと共済掛金の支払い》

給付を受けるためには、加入手続きと共済掛金の支払いが必要になります。年度途中での加入はできませんので、現在未加入の方で新規に加入を希望される方は4月14日（木）までに「加入意思確認書（同意書）」を学校に提出してください。また、共済掛金の支払いが納付書払いの方で口座振替を希望される方は、「口座振替依頼書」を4月末までに金融機関に提出してください。口座振替依頼書は学校で配付しています。



詳しくは下記ホームページをご覧ください（バーコードからもアクセスできます）。

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/bousai/002/04/p087597.html>

#### 《災害共済給付の申請》

- 災害共済給付の申請は、保護者の方の申し出により学校（養護教諭）が行います。
- **災害共済給付制度加入者が学校管理下でケガ等をして治療を受ける場合、「船橋市子ども医療費助成受給券」又は「船橋市ひとり親家庭等医療費助成受給券」（以下これらを「受給券等」といいます。）は使用せずに、健康保険証を提示して受診してください。**その上で、災害共済給付制度を利用してください。この場合、一時的に治療費（健康保険証がある場合は医療費総額の3割）を負担していただきますが、後日、医療費総額の4割が給付されます。万が一、受給券等を使用してしまった場合は、児童家庭課（TEL：047-436-2316）までお問い合わせください。
- 給付を受けるときは、治療内容等について医療機関から「医療等の状況」で証明を受けて、学校へ提出してください。「医療等の状況」の用紙は学校で配付しています。証明に伴う文書料は、日本医師会等のご配慮により無料としてご協力をいただいておりますが、まれに文書料がかかる場合がありますので、医療機関にご確認ください。

#### 《給付の対象》

- 同一の負傷又は疾病に係わる **初診から<sup>ちゅう</sup>治癒するまでの医療費総額が5,000円（500点）以上のものが給付の対象**となります。窓口での支払総額が1,500円以上のものを目安と

してお考え下さい。なお、保険外診療分（紹介状のない大病院の初診時の自費分、差額ベッド代等）や交通費は給付対象となりません。

### 《医療費の給付額》

- 医療費の給付額は、保険診療の本人負担分（医療費総額の3割）と、療養に伴って要した費用（医療費総額の1割）を加算した額となります。

【例：医療費総額が10,000円(1,000点)の場合】

(A) 本人負担分(医療費総額の3割(窓口での支払額))  $10,000 \text{円} \times 3/10 = 3,000 \text{円}$

(B) 療養に伴って要した費用(医療費総額の1割)  $10,000 \text{円} \times 1/10 = 1,000 \text{円}$

(A) + (B) = 4,000円 (センターからの給付額) ※1,000円多く給付されます。

※高額療養費に該当する場合は、自己負担限度額を超えた金額は健康保険から払い戻されるため、給付額が医療費総額の4割にならない場合があります。払い戻しについては健康保険に申請してください。なお、**事前に健康保険から「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関で提示した場合は、医療機関ごとの入院費用の窓口負担額が自己負担限度額で済みます**ので、申請手続きは不要となります。

※生活保護法による医療扶助を受ける児童生徒については、センターからの医療費の給付は行われません。

### 《医療費等の給付》

- 医療費が給付されるまで、申請から2~3か月かかります。
- 医療費の給付は、教育委員会保健体育課から「口座振込依頼書」にご記入いただいた口座へ振り込みます。振込日が決まりましたら学校からご家庭へお知らせします。

### 《災害共済給付を受ける権利の時効》

- 医療費の申請の時効は、病院で診療を受けた月から **2年間**です。時効間近で学校に申請された場合、申請の準備等で時効に間に合わなくなる可能性もありますので、書類の準備が整った時点で早めに学校に申請してください。

### 《災害共済給付制度への加入をやめたい場合》

- 災害共済給付制度への加入をやめたい場合は、「加入取下書」を学校に提出してください。「加入取下書」は学校で配付しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。加入取下書が提出された場合、翌年度から未加入となります。

★災害共済給付制度について、詳しくは下記の日本スポーツ振興センターホームページ「学校安全Web」をご覧ください（右のバーコードからもアクセスできます）。<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>



＜災害共済給付制度に関する問い合わせ＞

船橋市教育委員会 保健体育課

児童・生徒防犯安全対策室

電話：047-436-2876